

令和 2 年 4 月 9 日

利用者各位

支援センターはなみがわ
施設長 松山 幸作

緊急事態宣言の発令に伴う当事業所利用についてのお知らせ

平素より当事業所をご利用いただき誠にありがとうございます。

皆様もご存じの通り、令和 2 年 4 月 7 日に新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、千葉県を含む 1 都 4 県ほかの区域に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。

この宣言を受け、当事業所として以下お示しさせていただきますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

『緊急事態宣言が出たことですぐに閉所にする事は考えておりません。』

*しかしながら、行政からの閉所の協力や要請等があったり、今後の感染拡大状況によっては閉所を検討させていただきます。その際は別途お知らせさせていただきます。

『開所を継続するにあたり、以下についてご協力願います。』

- ① これまで以上に、ご自身の健康管理（特に来所前の検温）を実施し、風邪症状等や体温が 37.5 度以上の場合は来所利用をお控え下さい。
- ② 来所中に不調になった場合はご自宅にお帰りになるようお願い致します。（職員から声かけをさせていただく場合があります。）
- ③ 受付での消毒やマスクの着用、人と人との間隔をあけて過ごしていただくことにご協力下さい。
- ④ 「3つの密」（＝換気の悪い密閉空間、多人数が密集する場所、近距離での密接した会話）を避けるよう行動するようお願い致します。

『当事業所で行っている取り組みについて』

- ① 毎日の職員健康管理の把握
- ② プログラム・行事等の活動時及び利用者退所後のドアノブ、いす、備品等の消毒
- ③ 談話室、多目的室、静養室、相談室等の1日3回の換気
- ④ 談話室内のテーブル、いす、ソファ等の配置替え
- ⑤ プログラム・行事等の内容変更、延期及び中止

以上